省　令

○農林水産省令第四十三号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第二十一条及び漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）第二十一条の規定に基づき、樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「謄本」の下に「又は当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面」を加える。

一　樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）別表第二の二十二の項添付書面欄イ及び二十五の項添付書面欄

二　漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）別表第二の二十三の項添付書面欄イ及び二十六の項添付書面欄

附　則

この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十八日から適用する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 （削る） (1)～(15)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)　イトプリド (2)～(16)　（略） 二　（略）

○厚生労働省告示第二百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十八日から適用する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表		別表	
一般名	適用日	一般名	適用日
（削る）	（削る）	精製ヒアルロン酸ナトリウム	令和六年九月十六日
（略）	（略）	（略）	（略）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	（略）	オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	（略）
イトプリド	令和七年九月二十八日	（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第二百五十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略） 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウクライナ　ウズベキスタン　英国（コーンウォール州を除く。）　エストニア　オーストリア　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スウェーデン　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンラン	（略） 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウクライナ　ウズベキスタン　英国（イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー州及びコーンウォール州を除く。）　エストニア　オーストリア　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン